

令和4年度以降の補助事業の活用に応じた考え方（案）について

1 経緯

令和2年度病床機能報告（確定値）の数値が、既に地域医療構想における必要病床数に近づいている圏域が出てきている状況であることから、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的として県が実施している病床機能再編支援事業等の今後の取扱いについて検討する。

2 対象事業

- (1) 病床機能再編支援事業
- (2) 病床機能分化・連携促進基盤整備事業

3 今後の取扱い（案）

上記2の事業実施に当たっては、その事業内容が事業を実施する施設が所在する圏域の地域医療構想調整会議において地域医療構想に即した内容であることが確認される必要があることから、各圏域の地域医療構想調整会議においては、病床機能報告の数値や2025年の予定病床数、各圏域の状況等を踏まえて、十分に議論することとし、特に、必要病床数を下回る場合には、削減・再編の妥当性を慎重に検討する。

4 今後の対応

県単位の地域医療構想調整会議において合意された取扱いについて、各圏域の地域医療構想調整会議等を通じて各圏域に周知する。

〔事例1〕 圏域の合計病床数が必要病床数の合計に近づいている圏域

(単位:床)

区分 圏域名	機能別病床数 〔病床機能報告〕	必要病床数 (暫定推計値)	2025年に向けた 病床数の過不足 (R2-R7)	基準病床数	
	R2(2020)	R7(2025)			
広島	高度急性期	2,316	1,585	731	10,450
	急性期	5,070	4,242	828	
	回復期	2,386	4,506	△ 2,120	
	慢性期	3,226	2,730	496	
	休棟等	333		333	
	病床計	13,331	13,063	268	

〔事例2〕 慢性期機能の病床数が必要病床数に近づいている圏域

(単位:床)

区分 圏域名	機能別病床数 〔病床機能報告〕	必要病床数 (暫定推計値)	2025年に向けた 病床数の過不足 (R2-R7)	基準病床数	
	R2(2020)	R7(2025)			
福山・府中	高度急性期	646	524	122	4,565
	急性期	2,209	1,691	518	
	回復期	1,291	1,840	△ 549	
	慢性期	1,028	976	52	
	休棟等	144		144	
	病床計	5,318	5,031	287	

各圏域における病床の状況

区分 圏域名		機能別病床数 〔病床機能報告〕 (単位:床)	必要病床数 (暫定推計値)	2025年に向けた 病床数の過不足 (R2-R7)	基準病床数 (過不足の割合)
		R2(2020)	R7(2025)		
広島	高度急性期	2,316	1,585	731	10,450 床
	急性期	5,070	4,242	828	
	回復期	2,386	4,506	△ 2,120	
	慢性期	3,226	2,730	496	
	休棟等	333		333	
	病床計	13,331	13,063	268	
広島西	高度急性期	270	156	114	1,438 床
	急性期	535	410	125	
	回復期	209	515	△ 306	
	慢性期	997	478	519	
	休棟等	0		0	
	病床計	2,011	1,559	452	
呉	高度急性期	311	287	24	2,206 床
	急性期	1,516	858	658	
	回復期	547	894	△ 347	
	慢性期	807	751	56	
	休棟等	135		135	
	病床計	3,316	2,790	526	
広島中央	高度急性期	14	122	△ 108	1,678 床
	急性期	950	672	278	
	回復期	563	678	△ 115	
	慢性期	861	669	192	
	休棟等	20		20	
	病床計	2,408	2,141	267	
尾三	高度急性期	353	242	111	2,519 床
	急性期	1,466	905	561	
	回復期	662	991	△ 329	
	慢性期	798	726	72	
	休棟等	152		152	
	病床計	3,431	2,864	567	
福山・府中	高度急性期	646	524	122	4,565 床
	急性期	2,209	1,691	518	
	回復期	1,291	1,840	△ 549	
	慢性期	1,028	976	52	
	休棟等	144		144	
	病床計	5,318	5,031	287	
備北	高度急性期	34	73	△ 39	804 床
	急性期	602	340	262	
	回復期	196	323	△ 127	
	慢性期	706	430	276	
	休棟等	0		0	
	病床計	1,538	1,166	372	

< 病床機能再編支援事業 >

「病床削減」に伴う財政支援

病床を削減した病院等（統合により廃止する場合も含む）に対し、削減病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を交付

- ※病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下となること
- ※許可病床から休床等を除いた稼働している病棟の病床の10%以上を削減する場合に対象

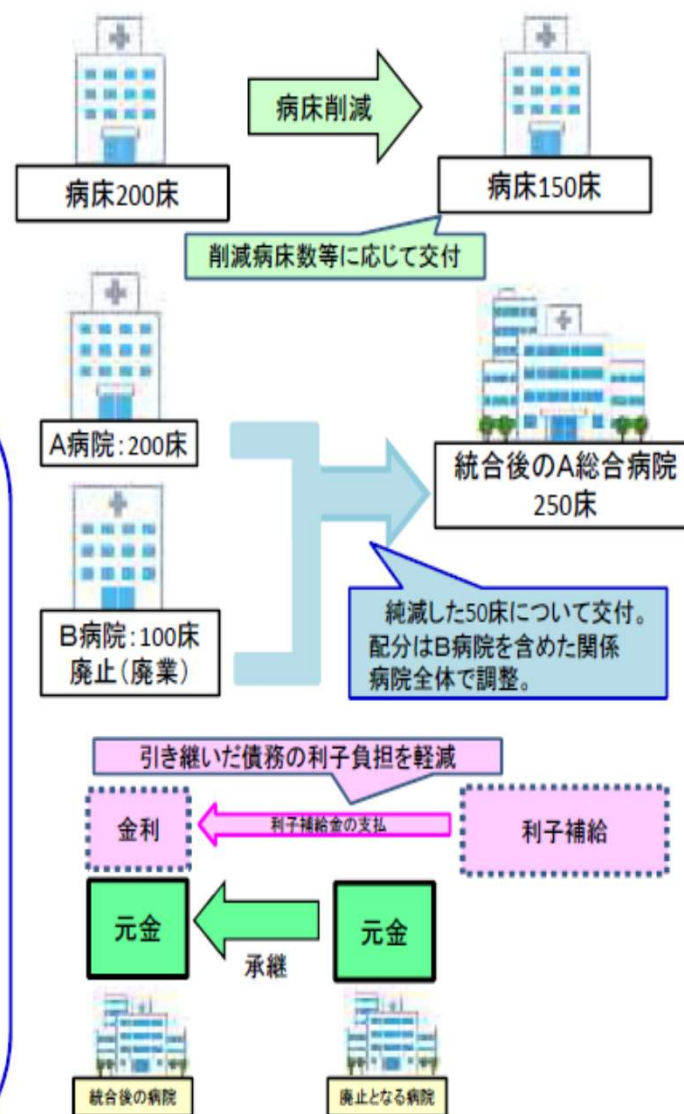
「病院統合」に伴う財政支援

【統合支援】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合の
コストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり、病床
稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）

- ※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象

【利子補給】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合において、
廃止される病院の残債を統合後に残る病院に承継させる場合、
当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後
病院へ交付

- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象
- ※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。

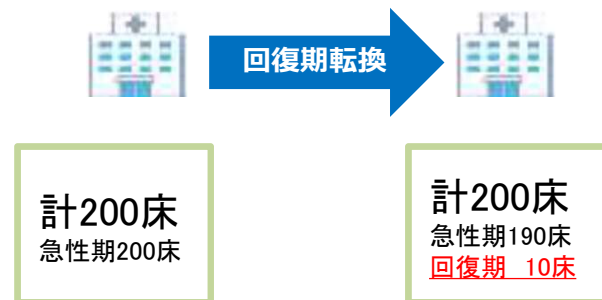


＜病床機能分化・連携促進基盤整備事業＞ 負担割合 事業者1/2 県1/2

「A 回復期病床への転換」に係る財政支援

回復期以外から回復期へ10床以上転換する際に必要となる施設・設備を補助

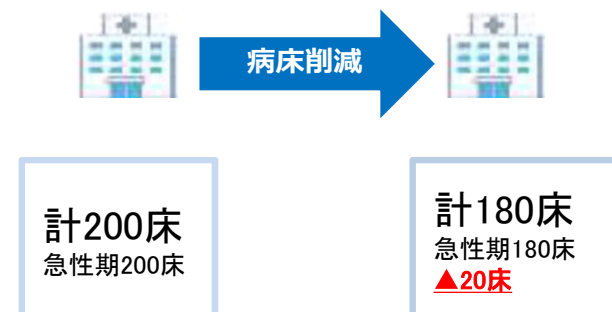
- ①増改築 1床当たり4,640千円
- ②改修 1床当たり3,406千円
- ③設備 1施設当たり10,800千円(1品当たりの単価100千円以上)



「B 医療機関の事業縮小」に係る財政支援

各圏域において過剰とされている病床を10床以上削減する際に必要となる費用を補助

- ①施設整備 1床当たり3,406千円
- ②建物処分 1床当たり2,320千円
- ③機器処分 1施設当たり5,400千円(H28.3.31まで取得したものに限り)
- ④退職金の割増相当額 1人当たり6,000千円



「C 複数の医療機関の連携により病床再編」に係る財政支援

複数医療機関間で合意し10床以上削減する再編計画の際に必要な費用を補助

- ①増改築 1床当たり 4,640千円
- ②施設整備 1床当たり3,406千円
- ③設備 1施設当たり10,800千円(1品当たりの単価100千円以上)
- ④建物処分 1床当たり2,320千円(H28.3.31まで取得したものに限り)
- ⑤機器処分 1施設当たり10,800千円(H28.3.31まで取得したものに限り)
- ⑥退職金の割増相当額 1人当たり6,000千円

